

人事考課制度及び給与反映の改正について

人事考課制度については、職員に対する公平・公正性、透明性、客観性、納得性の確保が必要であることから、この間、制度改善を図るなど、職員の理解が得られるよう努めてきたところである。

また、人事評価結果の給与反映については、この間、職員の頑張りや実績に報い、執務意欲の向上に資するため、改善を行ってきたところである。

今般、これまでの職員アンケートの結果、人事委員会から意見等を踏まえ、人事評価制度の目的である職員の資質、能力及び執務意欲の向上をより一層図る制度とするため、次のとおり改正を行う。

○改正内容

1 人事考課制度

(1) 評価方式

- ・ 評語付与方式、数値化方式併用型とする。
- ・ 評語及び評語判定方法は、次のとおりとする。

S	「勤務態度・規律性」の評価が「3」かつそれ以外のすべての評価項目が「4.0」以上かつ「5.0」が3分の2以上
A	「勤務態度・規律性」の評価が「3」かつそれ以外のすべての評価項目が「3.0」以上かつ「4.0」以上が5分の4以上（S除く）
B	S、A、C、D以外
C	「2.5」以下が半数以上（D除く）または「2.0」以下が1つ
D	「2.5」以下が4分の3以上、「2.0」以下が複数または「1.0」が1つ

※各評価項目において、3点を期待レベルとし、上位から5、4、3、2、1点で評価（中間点可）し、それらの評価結果を踏まえて、S～Dの5段階で総合評価する。

(2) 評価区分、評価項目

- ・ 係長級以下の「規律性」を、「勤務態度・規律性」に名称変更する。
- ・ 課長代理級に、「勤務態度・規律性」を新設し、ウエイトを5%とする。「市民志向」を10%→5%とし、ウエイト率の調整をする。
- ・ 「勤務態度・規律性」の評価指標は3点満点とし、「概ねできていた」で3点とする。（中間点可）

(3) 順位付け方法

- ・ 評語（S～D）の順かつ第2次評価点の高得点者の順に並べる。
- ・ 相対評価区分をまたがって同点の場合は、現行の順位付け方法により決定する。
- ・ ただし、次のとおり例外ルールを設定する。

Sの場合、第1区分

S、Aの場合、第4区分、第5区分にしない

C、Dの場合、第5区分

(4) 懲戒処分者等の取り扱い

- ・懲戒処分の量定等に応じて、「勤務態度・規律性」の絶対評価点を決定する。
- ・「勤務態度・規律性」の絶対評価点を次のとおりとする。

口頭注意	…事案を踏まえて、適正に評価を実施
文書訓告	…「2.5」以下
戒告、減給、1日以上の欠勤	…「2.0」以下
停職、3日以上の欠勤	…「1.0」

(5) 複数区分に跨る場合の決定方法

- ・評語に応じて相対評価区分を決定する。
- ・決定方法は次のとおりとする。

「第1区分」と「第2区分」に跨る場合 : S、A…第1区分 B…第2区分

「第3区分」から「第5区分」に跨る場合 : A…第3区分 B (3.0点以上) …第3区分

B (3.0点未満) …第4区分 C、D…第5区分

「第4区分」と「第5区分」に跨る場合 : B…第4区分 C、D…第5区分

「第1区分」から「第5区分」に跨る場合 : S…第1区分 A…第2区分 B (3.0点以上)

…第3区分、B (3.0点未満) …第4区分

C、D…第5区分

(6) 相対評価区分における端数調整の考え方

- ・評語や例外ルール適用により、第1区分及び第5区分の分布割合が条例上の分布割合を超える場合、第1区分であれば第2区分、第3区分の順で、第5区分であれば第4区分、第3区分の順で端数調整する。

2 給与反映

(1) 昇給

- ・ 相対評価区分に応じた昇給号給数の適用を原則 1 年間とする（昇給号給数の調整を実施）。

昇給号給数の調整：評価区分に応じた昇給反映から 1 年後の昇給日（翌昇給日）において、前年度の昇給号給数と、標準となる号給数（4 号給）との差を調整する。

ただし、前年度の評語が C 又は D の場合は、昇給号給数の調整は行わない。

また、昇給号給数の調整により、昇給号給数が負となる場合は、「0」とする。

55 歳以上の職員の昇給に係る翌年度の昇給号給数の調整は行わない。

【昇給号給のパターン】

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
前年度の級 - 号給	3-19	3-24	3-24	3-27	3-33	3-37	4-21
前年度の相対評価区分	第2区分	第5区分(C)	第4区分	第1区分	第2区分	第2区分	第3区分
昇給号給数	前年度評価反映分	5	0	3	5	5	4
	昇給号給数の調整	-	-1	0	+1	-1	-1
4/1の級 - 号給	3-24	3-24	3-27	3-33	3-37	3-41	4-24
昇格後の級 - 号給	-	-	-	-	-	4-21	-
4号給とした場合の級 - 号給 (※)	-	-	-	-	-	3-40	-
(※) からの昇格後の級 - 号給	-	-	-	-	-	4-20	-

【昇給号給数】

(現行)

	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
					A	B	C
代理級・係長・3級	5号給	5号給	4号給	3号給	1号給	昇給なし	
2級	5号給	5号給	4号給	3号給	1号給	昇給なし	
1級	5号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし	

(改正後)

	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分		
					B	C	D
代理級・係長・3級	5号給	5号給	4号給	3号給	1号給	昇給なし	
2級	5号給	5号給	4号給	3号給	1号給	昇給なし	
1級	5号給	5号給	4号給	3号給	2号給	昇給なし	

(2) 勤勉手当

①再任用職員以外の職員

支給期		相対評価区分による支給月数						
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分 (B)	第5区分 (C)	第5区分 (D)
R5. 6以降	現行	$0.950 + 2\alpha + 6f$	$0.950 + \alpha + 4f$	$0.950 + f$	0.938	0.925	0.888	0.850
	改定後	$0.950 + 2\alpha + 6f$	$0.950 + \alpha + 4f$	$0.950 + f$	0.888	0.875	0.838	0.800
	現行との差	0.000	0.000	0.000	▲ 0.050	▲ 0.050	▲ 0.050	▲ 0.050

②再任用職員

支給期		相対評価区分による支給月数						
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分 (B)	第5区分 (C)	第5区分 (D)
R5. 6以降	現行	$0.450 + 2\alpha$	$0.450 + \alpha$	0.450	0.437	0.431	0.423	0.415
	改定後	$0.450 + 2\alpha$	$0.450 + \alpha$	0.450	0.423	0.417	0.409	0.401
	現行との差	0.000	0.000	0.000	▲ 0.014	▲ 0.014	▲ 0.014	▲ 0.014

3 実施時期

人事考課制度の改正：令和4年度から

給与反映の改正：令和5年度の昇給及び期末・勤勉手当から
(昇給号給数の調整は、令和6年度の昇給から)